

平成 16 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名：株式会社 新生銀行
代表者名：取締役社長 八城 政基
(コード番号：8303 東証第一部)

訴訟の提起に関する通知受領のお知らせ

当行は、平成 16 年 3 月 8 日（米国東部時間）頃、損害賠償請求に関する訴訟提起につき通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び提起に至った経緯等

当行は、東京地方裁判所から破産宣告を受けた株式会社イ・アイ・イーインターナショナル（「原告」）の破産管財人が北マリアナ諸島連邦サイパンの裁判所において平成 14 年 6 月に一旦取下げた当行に対する訴訟を再開する準備を進めているとの情報を平成 16 年 1 月頃から得ておりましたが、現在に至るまで、当行に対する正式かつ適式な訴状の送達はなされないままとなっております。

しかしながら、今般、平成 16 年 3 月 8 日（米国東部時間）頃、原告のサイパンにおける代理人から呼出状（2004 年 3 月 3 日付）および第一修正訴状（2002 年 4 月 15 日付）の写しが当行のニューヨーク駐在員事務所（米国ニューヨーク州所在）に届けられました。当行は原告主張に対して十分な反論を有していると考えており、適切な防御を行っていく所存であります。

2. 訴訟を提起した者

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | EIE International Corporation |
| (2) 所在地 | 訴訟代理人事務所名および所在地
Calvo & Clark, LLP, MH II Building, Mariana Heights Business Park,
PMB 951 Box 10001, Saipan, MP 96950 |

3. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

ハイアット・リージェンシー・サイパン・ホテル、原告のリージェント事業関連資産、
その他原告の全世界の資産、に関連する当行に対する損害賠償請求

(2) 損害賠償請求金額 記載なし

4. 今後の見通し

当行は、送達の有効性に問題がある場合にはこれを争うことはもとより原告主張に対し十分な反論を有していると考えており、適切な防御を行っていく所存であります。

また、預金保険機構、ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィおよび当行との間で締結された平成12年2月9日付株式売買契約書の下で、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。かかる補償は、当該費用を含め特定の損失について当初の50億円を超える部分について行われます。当行は、50億円全額の引当金を平成13年3月期に計上しております。ただし、本件訴訟につき、預金保険機構による補償の範囲または補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。

なお、平成16年2月19日に公表した、業績見通し()につきましては、業績予想修正は発生しない見込みであります。

(ご参考) 当期の業績見通し(平成16年2月19日公表分)及び前期の業績

【連結】

(単位:百万円)

	経常収益	経常利益	当期純利益
当期業績予想(平成16年3月期)	175,000	60,000	65,000
前期実績(平成15年3月期)	201,166	33,990	53,030

以上